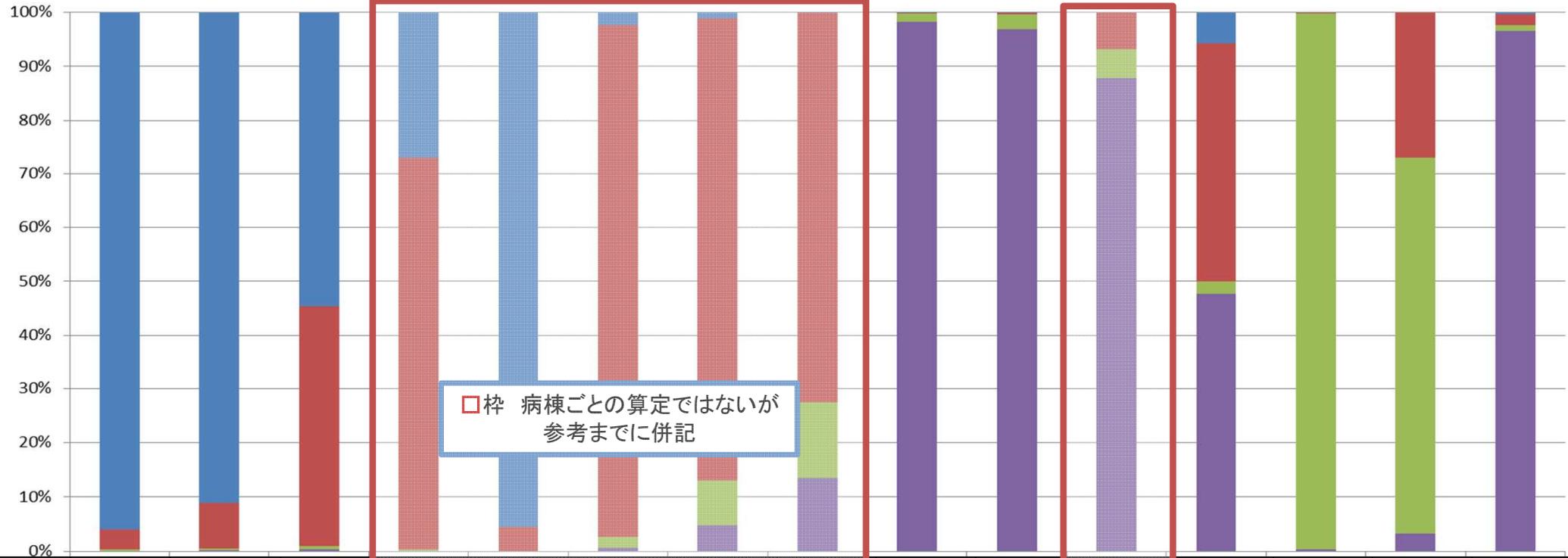


特定入院料等別の病床機能報告割合

平成26年度の病床機能報告において、診療報酬の特定入院料等別の4つの機能別割合。

■ 高度急性期 ■ 急性期 ■ 回復期 ■ 慢性期

特定入院料等別の病床機能報告割合



□ 枠 病棟ごとの算定ではないが
参考までに併記

特定入院料等 病床機能	救命救急入院料	ハイケアユニット入院医療管理料 他※1	特定集中治療室管理料 小児入院医療管理料	(入院基本料) 7対1 (一般、専門)	(入院基本料) 7対1 (特定機能病院)	(入院基本料) 10対1 (特定機能病院)	(入院基本料) 13対1 (一般、専門)	(入院基本料) 15対1 (一般、専門)	20対1療養病棟 入院基本料	25対1療養病棟 入院基本料	障害者施設等 入院基本料	緩和ケア病棟 入院料	回復期リハビリテーション病棟入院料	地域包括ケア入院医療管理料	地域包括ケア病棟入院料	特殊疾患入院医療管理料
高度急性期	96.0%	91.1%	54.6%	27.0%	95.6%	2.3%	1.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
急性期	3.7%	8.5%	44.5%	72.6%	4.4%	95.1%	85.8%	72.4%	0.1%	0.4%	6.8%	44.4%	0.1%	27.0%	2.1%	
回復期	0.3%	0.3%	0.6%	0.3%	0.0%	2.1%	8.3%	14.0%	1.5%	2.7%	5.3%	2.2%	99.6%	69.8%	1.1%	
慢性期	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.6%	4.8%	13.6%	98.3%	96.9%	87.8%	47.7%	0.3%	3.2%	96.5%	

※1 脳卒中ケアユニット入院医療管理料／小児特定集中治療室管理料／新生児特定集中治療室管理料／総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児／新生児)／新生児治療回復室入院医療管理料

特定入院料等を算定している病棟における病床機能報告について (救命救急入院料)

救命救急入院料について

- 救命救急入院料は 重篤な状態（急性呼吸不全や広範囲熱傷等）にあって、医師が救命救急入院が必要であると認めた場合に算定。

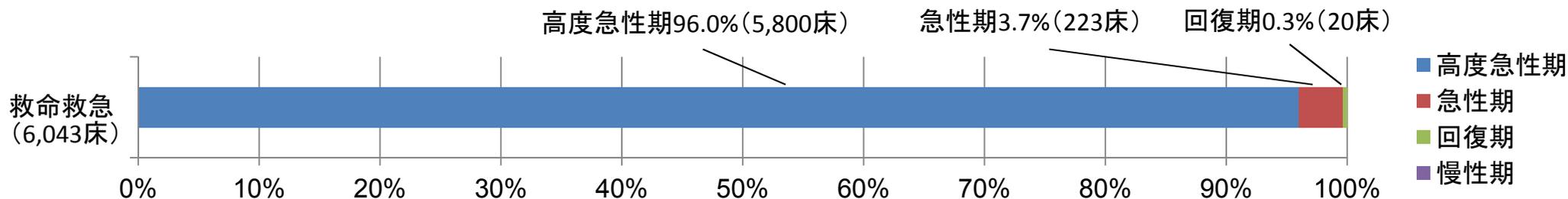
[主な施設基準（平成26年）]

- 救命救急センターを有する病院に設置
- 専任医師の常時配置
- 看護配置 4 対1以上

[点数等（平成26年）]

救命救急入院料 1（1日につき）	イ	3日以内	9,869点
	ロ	4-7日	8,929点
	ハ	8-14日	7,623点

平成26年度の病床機能報告の結果



特定入院料等を算定している病棟における病床機能報告について (地域包括ケア病棟入院料)

地域包括ケア病棟について

- 地域包括ケア病棟入院料は、平成26年の診療報酬改定において、急性期後の受入をはじめとする地域包括ケアシステムを支える病棟の充実が求められていることから新たに創設されたもの。

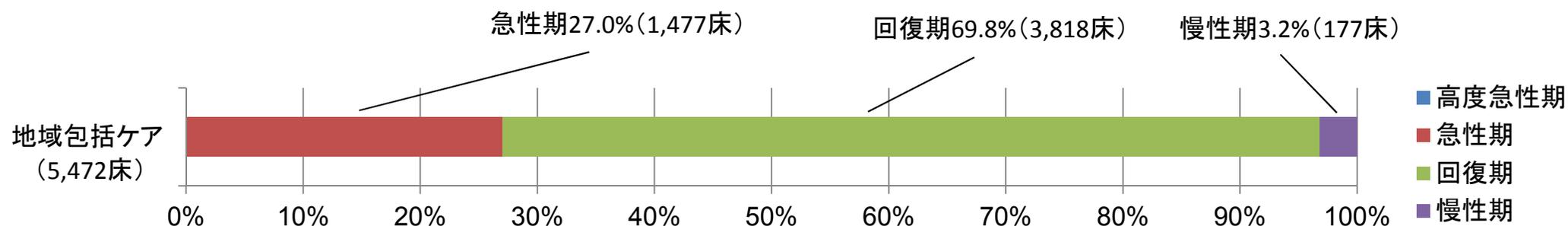
[主な施設基準等]

- 疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションを届け出ていること
- 看護配置13対1以上、専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士1人以上、専任の在宅復帰支援担当者1人以上
- 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A項目1点以上の患者が10%以上
- 以下のいずれかを満たすことア) 在宅療養支援病院、イ) 在宅療養後方支援病院（新設）として年3件以上の受入実績、ウ) 二次救急医療施設、エ) 救急告示病院
- 在宅復帰率7割以上（地域包括ケア病棟入院料（入院医療管理料）1のみ）

[点数等（平成26年）]

地域包括ケア病棟入院料 1：2,558点、2：2,058点

平成26年度の病床機能報告の結果



特定入院料等を算定している病棟における病床機能報告について (回復期リハビリテーション病棟入院料)

回復期リハビリテーション病棟入院料について

- 回復期リハビリテーション病棟は、脳血管疾患又は大腿骨頸部骨折等の患者に対して、ADLの向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行うための病棟。

[主な施設基準 (平成26年)]

- 回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上。
- 当該保険医療機関内にリハビリテーション科の医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が適切に配置。
- 看護配置13対1以上。

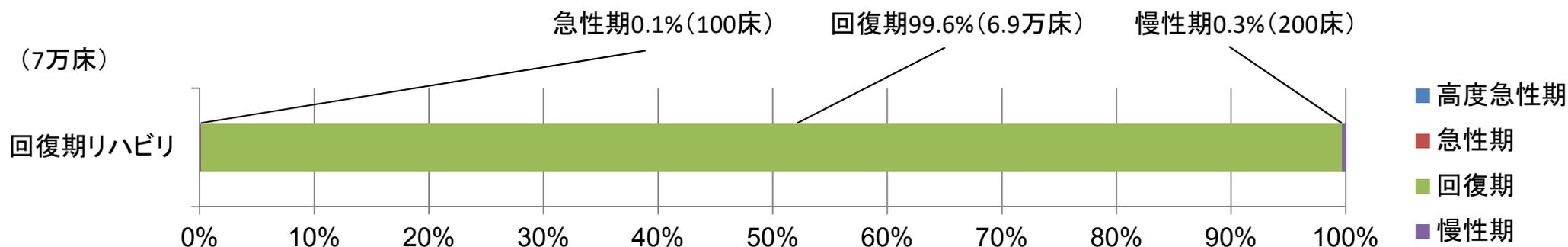
・回復期リハビリテーション病棟入院料 1

- 重症の患者 (日常生活機能評価10点以上) が3割以上 (同入院料 2・3 では2割以上)。
- 重症の患者の3割以上が退院時に日常生活機能が改善。
- 休日を含め、週7日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。

[点数等 (平成26年)]

回復期リハビリテーション病棟入院料 1 : 2,025点、 2 : 1,811点、 3 : 1,657点

平成26年度の病床機能報告の結果



特定入院料等を算定している病棟における病床機能報告について (療養病棟入院基本料)

療養病棟入院基本料について

- 療養病床入院基本料を算定する病棟は、長期にわたり療養の必要な患者が入院する病棟。

[主な施設基準 (平成26年)]

療養病棟入院基本料 1

- 看護配置20対1以上 (看護職員最小必要数の2割以上が看護師)
- 入院患者のうち、医療区分2と3の合計が8割以上

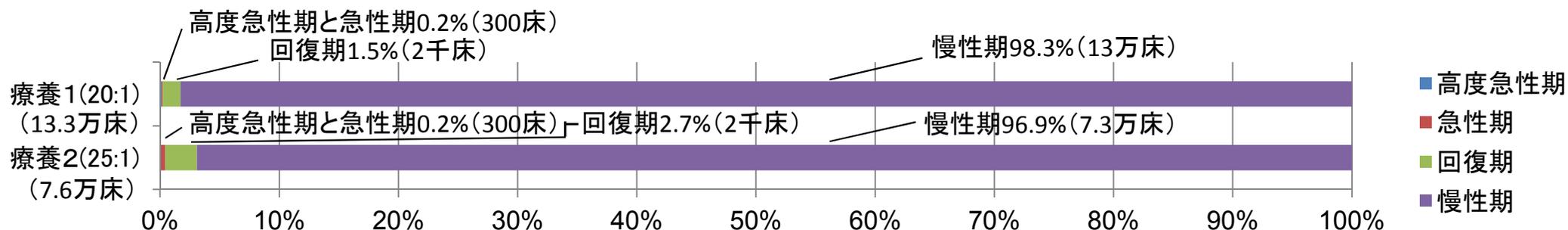
療養病棟入院基本料 2

- 看護配置25対1以上 (看護職員最小必要数の2割以上が看護師)

[点数等 (平成26年)]

療養病棟入院基本料 1 ; 2 (1日につき)	(A・B・C (医療区分3、ADL区分3-1))	1,810-1,468点; 1,745-1,403点
	(D・E・F (医療区分2、ADL区分3-1))	1,412-1,230点; 1,347-1,165点
	(G・H・I (医療区分1、ADL区分3-1))	967-814点; 902-750点

平成26年度の病床機能報告の結果



特定の機能を有する病棟における病床機能報告の取扱（案）

平成26年度の病床機能報告の結果や、診療報酬における施設基準等を踏まえると、次の特定入院料を算定する病棟の機能については、それぞれの病床機能と親和性が高いと考えられることから、一般的に次のような取扱とすることが適当と考えられる。

なお、一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、障害者施設等入院基本料、有床診療所入院基本料は含まない。

高度急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能

※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例

救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

急性期機能

- 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能

回復期機能

- 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。
- 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。

慢性期機能

- 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能
- 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

- 救命救急入院料
- 特定集中治療室管理料
- ハイケアユニット入院医療管理料
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- 小児特定集中治療室管理料
- 新生児特定集中治療室管理料
- 総合周産期特定集中治療室管理料
- 新生児治療回復室入院管理料
- 地域包括ケア病棟入院料（※）

※ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択。

- 回復期リハビリテーション病棟入院料
- 特殊疾患入院医療管理料
- 特殊疾患病棟入院料
- 療養病棟入院基本料